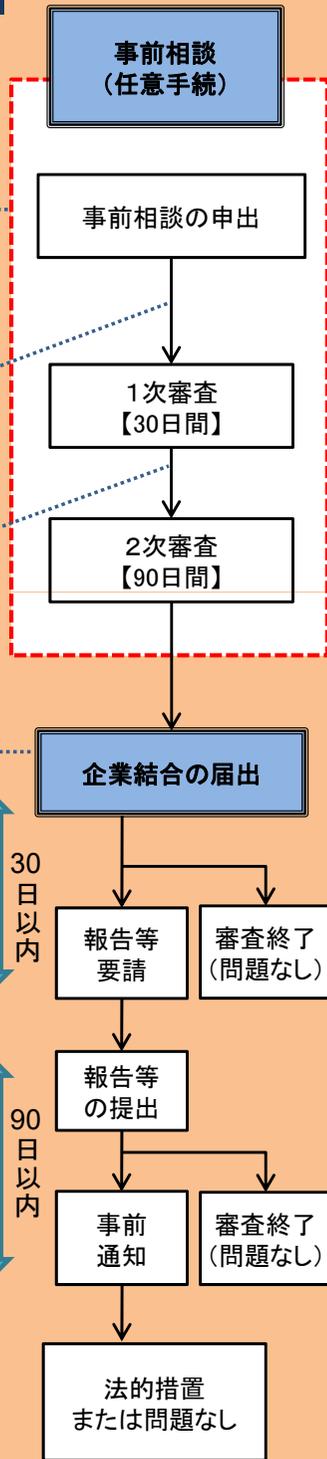


「企業結合に関する独占禁止法上の審査手続・審査基準の適正化を求める」概要

現行制度と問題点



- 担当者により判断や対応にばらつきがある
- スケジュールの予見可能性が低く、長期化する
- 資料の作成・準備の負担が重い
- 当事会社の反論の機会が保障されていない

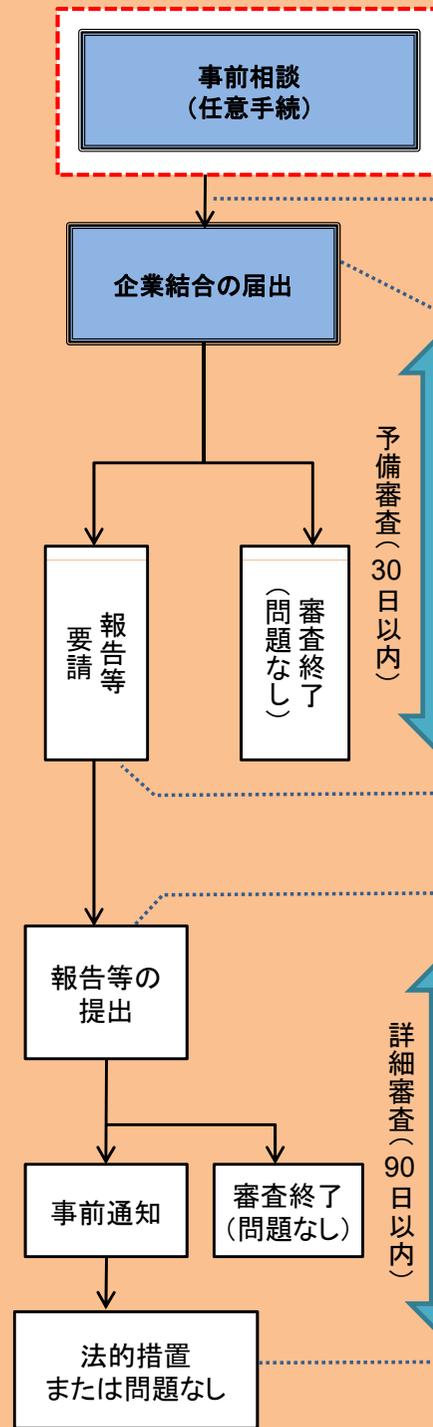
- 必要資料の範囲が不明確なため、1次審査がなかなか開始されない

- 1次審査結果の判断理由の説明がない

- 企業結合関係の判断基準が曖昧である
- 届出対象が広範過ぎる

- 担当官により判断や対応にばらつきがある
- 地理的市場、商品・サービス市場とも市場画定が狭すぎる
- 破綻認定が適正に行われていない

見直しの方向性



- 審査スケジュールの目安を示唆する
- 届出ないし届出後の審査に関する見通しを示唆する
- 判断が比較的容易な案件の感触を示唆する
- 企業結合計画の進行状況に配慮した運用を行う
- 相談を省略ないし打ち切って届け出た案件を不利に取り扱わない

- 事前相談制度結果を適切に承継・連携する

- 円滑に届出を受理する
- 届出制度を見直す(簡易届出制度の検討)
- 届出書類を簡素化する

- 審査の具体的なスケジュール、進捗状況、公取委が関心のある事項等を説明する
- 問題ない案件について速やかに文書で回答する
- 担当官の対応や判断を組織的に統一する
- スタッフを質量ともに拡充する
- 業界等の情報を円滑に入手・活用する仕組みを構築する

- 資料提出の理由を文書によって具体的に説明する

- 最初の報告等要請に応じて資料を提出した時点で、詳細審査期間を開始する

- 当事会社の反論・反証の機会を保障する
- 担当官の対応や判断を組織的に統一する
- スタッフを質量ともに拡充する
- 業界等の情報を円滑に入手・活用する仕組みを構築する
- 審査対象を合理的に絞り込む
- 経済実態を踏まえて商品・サービス市場を広く捉える
- グローバル市場を踏まえて、国内市場シェアに拘泥せずに地理的市場を判断する
- 業績不振状況に配慮し、破綻認定を柔軟化する

- 事実認定や判断根拠を、規則等法令に基づく文書によって提示する
- 企業機密に配慮した審査結果公表によって、予見可能性を向上する